東京法務局一斉「相続・遺言」説明会＆相談会

相続登記の義務化及び自筆証書遺言書保管制度の**説明会**を開催します。
併せて、司法書士及び土地家屋調査士による**無料相談会**を行います。この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

注）申請書等の作成・チェックは行うことができませんのであらかじめご了承ください。

開催日

令和８年１０月１６日（金）

不動産登記推進イメージキャラクター
「トワキツネ」

説明会

説明会は、会場①～④において実施します。
（※一部会場では、本局会場からウェブ会議システムにより中継します。）
・法務局職員による「相続登記の申請義務化」
・法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
・東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」
・東京土地家屋調査士会による「相続と土地建物の登記」

相談会

司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する相談会
※土地家屋調査士による相続は、①本局会場及び③府中会場のみの実施となります。
その他の会場では実施しませんのでご注意ください。
※相談時間は、一組２０分です。

遺言書ほかんガルー

予約受付

令和８年９月１６日（水）～１０月１５日（木）
※土日祝日を除く（9:00～17:00）
※予約方法：各会場に電話又は直接窓口へ

各会場・お問合せ先

■会場番号①　本局会場
（千代田区九段南１－１－１５）
説明会：定員30名（10:00～12:00）
相談会：定員25組（13:30～16:00）
予　約：03-5213-1319（民事行政調査官室）
会　場：東京法務局九段第2合同庁舎14階会議室

■会場番号②　八王子会場
（八王子市明神町４－２１－２）
説明会：定員10名（10:00～12:00）※ウェブ中継
相談会：定員6組（14:00～15:30）
予　約：042-631-1377（ガイダンスの３番を選択）
会　場：
説明会　東京法務局八王子支局２階専用会議室
相談会　東京法務局八王子支局１階共用会議室

■会場番号③　府中会場
（府中市新町２－４４）
説明会：定員16名（10:00～12:00）※一部ウェブ中継
相談会：定員10組（13:30～16:00）
予　約：042-335-4753（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局府中支局１階会議室

■会場番号④　西多摩会場
（福生市南田園３－６１－３）
説明会：定員14名（10:00～12:00）※ウェブ中継
相談会：定員10組（13:30～16:00）
予　約：042-551-0360（ガイダンスの3番を選択）
会　場：
説明会　東京法務局西多摩支局２階会議室
相談会　東京法務局西多摩支局相談室

■会場番号⑤　城南会場
（大田区鵜の木２－９－１５）
相談会：定員10組（14:10～16:40）
予　約：03-3750-6651（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局城南出張所１階会議室

■会場番号⑥　世田谷会場
（世田谷区若林４－２２－１３世田谷合同庁舎）
相談会：定員10組（13:30～16:00）
予　約：03-5481-7519（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局世田谷出張所2階会議室

■会場番号⑦　豊島会場
（豊島区池袋４－３０－２０）
相談会：定員7組（13:00～16:30）
予　約：03-3971-1616（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局豊島出張所４階会議室

■会場番号⑧　城北会場
（葛飾区小菅４－２０－２４）
相談会：定員14組（13:00～16:30）
予　約：03-3603-4305（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局城北出張所４階会議室

■会場番号⑨　町田会場
（町田市森野２－２８－１４町田地方合同庁舎）
相談会：定員10組（13:00～15:30）
予　約：042-722-2414（ガイダンスの３番を選択）
会　場：東京法務局町田出張所４階会議室

会場へのアクセスは、東京法務局ホームページをご覧ください。⇒

主催　東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

相　談　例

様々な疑問や不安に専門家の視点から
お答えします！

『司法書士』に相談できること

しほたん©東京司法書士会

・そもそも「相続人」って誰になるの？
　相続人が決まらないと、登記はできないの？

・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった
　祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？

・「法定相続情報一覧図」って何？
　「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？

・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？

エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？

・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで
　良いの？

・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割する
　ことってできるの？

・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたら
　いいの？